

目的税の充当状況

1 都市計画税

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるためこれを課税するものです。本年度における都市計画事業等及びこれに充当する都市計画税の状況は以下のとおりです。

区分		年度	平成29年度 事業費(千円)	都市計画税 充当額(千円)	内 容
都市計画 事業費等	下水道事業 A		169,864	23,156	下水道事業会計における公共下水道整備事業費
	地方債償還額 B		827,646	187,844	都市計画事業認定事業に係る地方債償還金
	合計(A+B) C		997,510	211,000	
Cの財源 内訳	地方債等の特定財源 D		146,708		
	一般財源 E		850,802		
	うち、都市計画税予算額		211,000		
	合計(D+E)		997,510		

2 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村の、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客にこれを課税するものです。

平成29年度入湯税予算額	充当先の主な事業及び予算額
3,168千円	観光費 74,700千円 (うち、一般財源43,788千円へ充当) 消防施設費 24,719千円 (うち、一般財源8,533千円へ充当)